第Ⅰ章

東京に公園を造る

～明治・大正期の都市公園～

明治17年(1884)、東京を近代国家の首都にふさわしい都市へ改造しようという計画が、東京府知事によって提案されました。これを認可した政府は翌年、内務省に東京市区改正審査会を設置し、東京府の原案を審議させました。「市区改正」とは、「東京市区の営業、衛生、防火及び通運等の永久の利便を図る」という目的にちなむ名称です。

では、市区改正と公園にはどのような関係があるのでしょうか。市区改正審査会では、人口が集中する東京における公園不足を問題視する意見が出され、公園整備の計画が市区改正事業に組み込まれました。明治21年(1888)には、事業の根拠となる市区改正条例が公布され、具体的な設計の検討を経て、翌年に市区改正事業が開始されました。必ずしも当初の計画どおりには進みませんでしたが、都市計画の一環として東京に公園を整備するという取り組みは、この事業によって始められたのです。